

枚方市立市民体育館指定候補者選定結果について

枚方市立市民体育館指定候補者の選定について、枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会に諮り、慎重に調査・審議した結果、下記の通り指定候補者の選定を行いました。

今回選定を行った指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会へ上程し、可決された場合、平成18年4月1日から3年間、当該施設の管理運営を行うこととなります。

記

1. 指定候補者となる団体

所在地	枚方市渚西3丁目26番10号
団体名称	財団法人 枚方体育協会
代表者の氏名	会長 佐野 修

2. 応募状況

(1)申請団体数 2団体

(2)募集期間 平成17年8月1日から平成17年8月30日

3. 選定委員会開催日

第1回 9月1日(木) 第2回 9月28日(水) 第3回 11月7日(月)

4. 選定の概況について

公募により指定管理者の募集を行い、委員7人(外部4人、市職員3人)で構成する枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会に諮り、審議を行いました。

申請団体については、申請者の資格として掲げた「申請時において、3年以上、団体として本施設と同規模ないしそれ以上の施設の管理運営事業の実績を有していること」等指定候補者としての条件を全て満たしており、提案内容についても事業計画書記載内容等で選定基準等の確認事項水準を満たしていることを確認しました。

評価については、「事業計画に関する内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点をそれぞれ100点満点で行い、その後評価点を合算する総合評価方式で行うこととし、「事業計画に関する内容審査」評価点に5割、「委託料の額」評価点を5割の配点としました。

総合評価点が1位となった財団法人 枚方体育協会を指定候補者として選定しました。

5. 総合評価点

申請団体名称	事業計画に関する 内容審査(A)	委託料の額 (B)	総合評価点 (A)+(B)	順位
クリエイティブライフ鹿島建物総合管理共同企業体	31.62 / 50	43.94 / 50	75.56 / 100	2
財団法人 枚方体育協会	36.00 / 50	50 / 50	86 / 100	1

6. 参考(提案委託料の額)

70,880,000(3年度合計額)

第1回 枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年9月1日(木)9時50分～12時00分
開催場所	市民体育館2階 会議室
出席者	枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部 施設所管課:スポーツ振興課

【開 会】

事務局は、委員7人全員の委員が出席していることを確認し、出席委員に対して当委員会の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した後、委員会の成立を報告した。

応募状況、基礎審査について

本施設所管課であるスポーツ振興課より応募状況、基礎審査について報告を行った。

- ・申請書の請求団体数 12団体
- ・申請団体数 2団体
- ・受付時基礎審査による申請書不受理団体数 0団体

【案 件】

会長、副会長の選任について

委員7人による互選により、会長、副会長を選出した。

委員会の公開・一部非公開・非公開の決定について

会長は事務局に対し、「委員会の公開、一部非公開、非公開の決定」について説明を求め、事務局は本市における審議会等の会議に関する指針(平成11年7月2日通達第8号)及び枚方市情報公開条例(平成9年条例第67号)を、資料として示した後、

本委員会が市長の附属機関として位置づけられているものであること

本委員会を公開することによって公正・円滑な審議が著しく阻害される可能性があること。

公開・非公開の決定は、事前に会長が会議に諮った後に決定すること

以上3点を説明し、委員会の会議については非公開とし、会議概要は原則的に公開するが、当該団体経営内容に関わる事業情報等については、枚方市情報公開条例に基づき非公開とする、「一部非公開」としたい旨を委員に諮り、全会一致で了承された。

指定管理者制度に関わる基本方針について

事務局は「指定管理者制度に係る基本方針」を以下の要点にまとめて説明した。

地方自治法第244条の2関係の改正

指定管理者制度の目的及び制度導入の観点

指定管理者選定の方法

指定管理の期間

利用料金制度・承認料金制度の導入について

指定管理者制度の導入に係る平成17年度の取り組み経過

管理運営事業の概要、募集要項、基本仕様書について

スポーツ振興課は、枚方市立市民体育館管理運営事業等を施設の設置目的等に則して効率的且つ効果的に達成するため、また、市民サービス向上の観点等から必要とされる各業務の詳細、市として達成すべき業務の範囲、内容等について各資料に基づき選定委員会へ説明を行った。

選定基準等について

事務局は、スポーツ振興課からの選定基準に関する具体的な説明の前に指定候補者選定方法の基本的な考え方として、「事業計画の内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点をそれぞれ100点満点で行い、その後評価点を合算する「総合評価方式」とすること、また、募集要項で示した確認事項のうち特に重要と判断される「重要確認事項」については選定委員会の採点・合議により確認事項水準を満たしていない場合は、「失格」とすることとしたい旨選定委員会に諮った。採点方法については全会一致で了承された。

スポーツ振興課は、募集要項で示した確認事項に対する申請団体提案内容の該当部分に関する説明並びに、「重要確認事項」の設定、その設定理由について説明を行った。

【重要確認事項】

サービスの向上を図るための具体的な方法が示されているか
【利用者への対応等サービス向上に関する計画】

(設定理由)

質の高い管理運営サービスを継続的に提供し、利用者の利便性向上を図ることが特に重要な事項であると考えられるため

利用状況に合わせ、施設を活用した事業運営に関する計画
【施設の利用の向上に関する計画】

(設定理由)

新たな利用者増を図り、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる機会を提供するには、魅力的な独自事業の提案がなされることが必要であると考えられるため

スポーツ振興課は、「重要確認事項の2項目については、両申請団体ともに確認事項を満たした提案内容であることから失格とならないと考えている」との説明を行い、全会一致で了承された。

また、申請書及び添付書類を精査した結果、申請書を受理した2団体のうち1団体に、要求事項の記載漏れがあったことを報告した。

プレゼンテーション【実施方法について】

事務局は、申請団体からのプレゼンテーションの時間を10分以内とし、プレゼンテーションソフト・ビデオ等の映像資料や追加資料の配布を一切認めず、当初に提出された事業計画書、収支予算書等に基づく口頭説明によるものに限定し、委員からの質問時間をおおむね10分程度としたい旨を選定委員会に諮り、全会一致で了承された。

施設現地視察について

枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会委員は、案件がすべて終了した後、現地視察を行った。

第2回 枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年9月28日(水) 14時00分～16時10分
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部 施設所管課:スポーツ振興課

【開 会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して委員会の成立を報告した。

【案 件】

プレゼンテーション

申請団体は、申請書受付順に事業計画書・収支予算書等に基づき、自らが提案する事業内容等について、選定委員会に対し説明を行った。

委員との間で以下のとおり質疑応答がなされた。

[申請団体1]

委員より、「提出された収支予算書上では赤字が3年間を通じて発生している。また、赤字が年を追うごとに増加している。(収支は、実施段階において極力改善するように努力する)との記載があるが、現時点における具体策はあるのか」との質問があり、これに対して申請団体は、「事業計画書・収支予算書等の作成時点において、本施設管理運営事業に相応しい人材等の配置を考えた場合、どうしてもこの金額にしかならず、赤字解消策が見つからなかった。収支改善策としては、地元で新規の雇用を行うなど人件費削減により収支改善を図って行きたい」と回答した。

委員より、「貴団体のセールスポイントは何か」との質問があり、これに対して申請団体は、「条例及び規則に基づき管理運営事業を実施していく。また枚方市に対して、本施設利用者のみではなく全市民に対する税負担の公平性確保の観点から、利用料の適正水準確保に関する考え方等を提案していきたい」と回答した。

委員より、「貴団体は既に他自治体で指定管理者として管理運営事業を遂行しているとのことであるが、これまでに苦労した点は何か」との質問があり、これに対して申請団体は、「トラブルへの対応に加え、条例及び規則に基づく管理運営が原則であり、規定外の事項については条例等の改正が必要となることから、利用者要望に対し迅速な対応が取り難いことである」と回答した。

[申請団体2]

委員より、「スポーツ教室歳入額が平成16年度実績と比して1,000千円増加して計上されている理由及びサポート職員を配置する経営体制が示されているが、歳出としてサポート職員の人件費はどこに記載されているのか」との質問があり、これに対して申請団体は、「スポーツ教室の歳入増加分は、アスレチックルーム講習会の利用者負担金である。サポート職員については、本施設に配置する正職員が休暇等により欠けた場合、臨時的に配置する職員であり本管理運営事業予算内には人件費を計上していない」と回答した。

委員より、「プレゼンテーションの際、施設周辺住民との間で進入路に関するトラブルがあったとの説明がなされたが具体的にはどんなトラブルなのか」との質問があり、これに対して申請団体は、「進入路は周辺住民の生活道路であり、車のスピードの出し過ぎ・不法駐車等のトラブルを抱えている。解決に向けた取り組みとして、利用者に対する啓発活動を強化するとともに地域住民や警察当局などと連携協力していきたいと考えている」と回答した。

委員より、「利用向上の具体的なプランを何点か提示してほしい」との意見があり、これに対して申請団体は、「本施設の利用状況は既に飽和状態であることから、開館日を一般利用者に開放していくため、休館日に大会等を誘致し実施していく スポーツグッズの販売 トレーニングメニューを種目別にパネル化して表示するとともに、プログラム別の講習会を実施していく 平日昼間は子ども連れの女性が多いことから、ボランティアを募りキッズルームを活用して保育サービスを提供していきたい」と回答した。

採点について

事務局は、第1回選定委員会において了承された7人の委員それぞれが採点したものを集計して「事業計画に関する内容審査」評価点を算出することを説明した。

また、「委託料の額」評価点については、得点化計算式に基づき1位の評価点となった団体が「事業計画に関する内容審査」で満点の評価を得ない限り、提案委託料の額が1位の団体より1割・2割・3割高いという団体についても、「事業計画に関する内容審査」で非常に高い評価を得た場合は、総合評価点で1位となれる可能性があることを説明し、「内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点を合算し採点表集計として第3回選定委員会で示していきたい旨報告を行った。

第3回 枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年11月7日(月) 13時55分～15時35分
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部

【開会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して委員会の成立を報告した。

【案件】

合議

事務局は、7人の委員の採点を集計し、「事業計画に関する内容審査」評価点を算出した。

「委託料の額」評価点については、指定期間内における提案委託料合計最低額を提案した財団法人枚方体育協会に100点を付与し、クリエイティブライフ鹿島建物総合管理共同事業体は、財団法人枚方体育協会提案委託料合計額を基準として、委託料の得点化計算式に基づき「委託料の額」評価点を減点することにより評価点算出を行い、「事業計画に関する内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点それぞれに50%を乗じた上で合算する「総合評価方式」で集計した結果を選定委員会に報告した。

結果については下記のとおりである。

(1)総合評価点

申請団体名称	事業計画に関する 内容審査(A)	委託料の額 (B)	総合評価点 (A) + (B)	順位
クリエイティブライフ鹿島建物総合管理共同企業体	31.62 / 50	43.94 / 50	75.56 / 100	2
財団法人 枚方体育協会	36.00 / 50	50 / 50	86 / 100	1

(2)提案委託料の額

申請団体名称	平成18年度	平成19年度	平成20年度	3年度合計額
クリエイティブライフ鹿島建物総合管理共同企業体	26,490,000円	26,490,000円	26,490,000円	79,470,000円
財団法人 枚方体育協会	23,729,000円	23,637,000円	23,514,000円	70,880,000円

枚方市立市民体育館指定管理者選定委員会委員7人は、総合評価点が1位となった財団法人枚方体育協会を指定候補者として選定した。